



銚 監 第 3 9 号
平成30年12月21日

銚子市長 越川 信一 様
銚子市議会議長 地下 誠幸 様

銚子市監査委員 宮内 孝純
同 明石 博
同 岩井 文男

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

平成30年度

財政援助団体等監査報告書

銚子市監査委員

1 監査の対象

一般財団法人銚子市医療公社（以下「医療公社」という。）は、銚子市が全額出資して設立した法人であり、銚子市から運営費補助金が支出されていること、また、銚子市立病院の指定管理者（指定期間：平成27年4月1日から平成37年3月31日まで）であることから、今回は、平成29年度の指定管理に係る施設運営その他の事務の執行に主眼を置いて監査を行った。

2 監査の期間

平成30年8月24日から平成30年9月28日まで

3 監査の方法

医療公社及び銚子市の関係部局である健康づくり課健康・地域医療推進室（以下「地域医療推進室」という。）から提出された資料、提示された出納関係帳票その他関係書類に基づき、施設が関係法令、施設の設置及び管理に関する条例及び管理運営に関する協定書等の定めるところにより適正に管理されているかを主眼とし、関係者から説明を聴取する等の方法により実施した。

4 監査の概要

(1) 施設の概要等

① 沿革

銚子市立総合病院は、地域の中核病院として永らく銚子市の地域医療を担っていたが、急激な医師の減少等、平成20年9月30日をもって診療を休止した。

その後、病院の再生を目指し設立された医療法人財団銚子市立病院再生機構が指定管理者の指定を受け、平成22年5月1日に病院の名称を銚子市立病院（以下「市立病院」という。）に変更し再開したものの、平成26年2月に設置された銚子市立病院の方向性を検討する委員会での答申を受け、医療法人財団銚子市立病院再生機構の指定管理終了に伴い、銚子市が、公益性のある医療法人として新たに医療公社を設立し、市立病院の指定管理を行っているところである。

② 市立病院の所在地

銚子市前宿町597番地

③ 組織（平成30年4月1日現在）

役員等 13人（理事長1、業務執行理事1、理事3、監事2、評議員6）

職員 158人（医師30（常勤5、非常勤25）、看護職51、医療技術職28、看護助手等25、事務職24）

※ 医師以外は常勤、非常勤の総数

- ④ 病床規模（平成30年3月31日現在）
 許可病床 336床（一般171、療養38、精神107、結核20）
 稼働病床 91床（一般53、療養38）
- ⑤ 診療科（平成30年3月31日現在）
 9科（内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、小児科、放射線科、リハビリテーション科）
- ⑥ 入院・外来患者数（平成29年度）

区 分		平成29年度	平成28年度 (参考)	前年度対比 (参考)	
				増減	増減率 (%)
入院患者数	一般 (人)	17,309	15,038	2,271	15.10
	療養 (人)	13,234	11,799	1,435	12.16
	計 (人)	30,543	26,837	3,706	13.81
稼働病床 利用率	一般 (%)	89.48	77.74	11.74	—
	療養 (%)	95.41	85.07	10.34	—
	計 (%)	91.96	80.80	11.16	—
一日当たり入院患者数 (人)		83.7	73.5	10.2	13.88
外来患者数 (人)		62,178	61,866	312	0.50
一日当たり外来患者数 (人)		247.7	246.5	1.2	0.49
外来診療日数 (日)		251	251	-	-

(2) 財政援助等の内容

- ①出資金 銚子市医療公社出えん金 17,580,000円
 ②長期貸付金 110,000,000円（平成29年3月8日～平成37年3月31日）
 ③医療公社運営費補助金 2,681,845円
 ④市立病院指定管理委託料 利用料金制
 ⑤銚子市立病院医療従事者人件費補てん交付金 217,074,817円

財政援助等の所管課 地域医療推進室

5 監査の結果

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていたものと認定された。

平成26年度の銚子市立病院の方向性を検討する委員会の答申を受け、市のガバナンスが効く、透明性の高い経営主体を目指して設立された医療公社は、指定管理者としてその役割を果たし、設置者である市の財政状況が極めて厳しい中、限られた条件の範囲内で市民に対する安定した医療の提供に向け尽力し、病床利用率の向上、人件費補てん交付金の減少等、近年、病院の経営状況も改善傾向にある。

ただし、平成27年の設立以来、指定管理も今年度で4年目となる現時点において、ひとつの経営組織として、規程集を始めとする法務、財務、人事給与、コンプライアンス、危機管理等について、設立当初はやむを得なかったとしても、既に整備されていて然るべき点がいくつか未整備となっていることから、特に以下の件の整備に向けて、早急に対応を図られたい。

- ・ 基本協定書において市の情報公開条例の対象とされていることから、これに対応した情報管理体制の整備に努められたい。
- ・ 個人情報保護規程に定める個人情報守秘義務に関する委員会の設置、医療情報管理システム運用管理規程の策定等、個人情報保護の堅牢化に努められたい。
- ・ 職員の人事考課制度とこれに伴う人事給与制度の整備を図られたい。
- ・ 文書管理に関する規程の策定等、経理文書以外の文書管理体制の整備を図られたい。
- ・ 会計規程では公益法人会計基準に準拠するとされているが、財務諸表、勘定科目等の取扱いに一部不整合な部分が見られるため、整理・統一されたい。
- ・ 火災以外の各種非常事態に対応できる体制（マニュアル等）の整備に努められたい。
- ・ 各種契約において、見積合せの徹底等さらなる経済性の向上に配慮されたい。
- ・ 公益通報者制度の確立を図られたい。

なお、今回の監査に当たっては、以上の状況を鑑みると、医療公社と地域医療推進室の連携・協力が密に行われていれば改善されていたと思われる事例が見受けられた。医療公社の規程集の整備を始めとする組織体制の整備に関しては、市職員の持つ行政経験や法務知識が有用であり、医療公社設立時には市側でそれらを策定しており、地域医療推進室等市サイドでも側面的に助言・協力できる部分が多々あることから、今後も医療公社をサポートし、市立病院の効果的・効率的な運用にどのように携

わっていくかが課題であると考える。

市の財政状況が極めて厳しい中、地域医療推進室が厳しい立場にあることは十分に理解でき、市立病院の経営方針などについて医療公社との意見の集約が困難なこともあることは伺えるが、銚子市立病院新改革プランにおいては、銚子市と銚子市立病院は「一体となって」運営され、そのうえで医師会との地域連携、旭中央病院の後方支援、福祉事業者との連携等地域包括ケア・救急連携を実施する計画となっている。この理念を再度踏まえ、地域医療推進室には、医療公社への財政的支援に留まらず、できる限りの人的・側面的サポートにも尽力され、連携・協力体制を密にするよう要望する。

また、地域医療推進室には、銚子市立病院新改革プランにあるとおり、市立病院の「評価を行う組織を設け、評価の客観性を確保する」ため、評価機関の設置を検討するよう要望する。

医療公社の今後の経営を考慮すると、現状の医療スタッフ及び稼働施設での医業収益はいわば「頭打ち」になっており、銚子市立病院新改革プランを推進し、自立した経営を目指すためには、回復期リハビリテーション病棟の開設等、医療事業のさらなる展開が必要となるが、そのためには医療スタッフの確保並びに施設整備に係る追加投資が必須の要件になるものと思われる。

しかし、市そのものの財政状況が、11月時点の試算で平成30年度決算において約6億3,100万円の収支不足が見込まれる極めて逼迫した状況であることが開示されたが、総体的な財政運営の視点から見た場合、各計画の進行管理や中・長期的な財政運営の実効性が危惧されることから、十分な検討に基づく財政運営を推進されるよう要望する。

従って、医療公社に対する追加投資は極めて難しい財政状況であるが、これら状況の進展を見極めつつ、医療公社と地域医療推進室との協調もより密にしながら、何よりも市民の健康を守るため、銚子市立病院の経営が段階的に自立した方向に向かうよう尽力されることを要望する。